

令和5年度加東市滝野地域小中一貫校基本・実施設計作成 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、加東市滝野地域小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の建設に当たり、本建設工事の基本・実施設計を委託するにふさわしい適性を備えた設計者を、選定することを目的として実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度加東市滝野地域小中一貫校基本・実施設計作成業務委託

(2) 業務内容

加東市下滝野761番地ほかに建設する小中一貫校の基本・実施設計業務（別紙「令和5年度加東市滝野地域小中一貫校基本・実施設計作成業務委託仕様書」のとおり）

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

※基本設計及び令和6年度に先行する工事（保健センター解体等）に伴う実施設計は令和6年3月25日までに完了すること。

※令和7年度当初に小中一貫校建設工事入札を予定しており、入札に必要な積算資料（設計内訳書、数量調書、積算根拠資料、図面等）の提出は令和6年11月29日とする。

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、298,929,400円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 参加要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 「令和5年度加東市指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。

※設計共同体として参加する場合は、構成する会社全てが登録されていること。

イ 参加申込期限日において国、地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

エ 指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

オ 公告日現在で会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てを

なされていない者であること。

カ 公告日現在で民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。

ク 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

ケ 過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）に校舎棟が延べ床面積3,000㎡以上の小学校、中学校又は義務教育学校建設工事（新築（棟別新築を含む）・改築・増築（増築面積3,000㎡以上）、ただし仮設校舎は除く）に係る基本設計又は実施設計を完了した実績を有すること。ただし、元請けとして履行した場合に限る。

(2) 参加に係る制限事項

ア 一次審査提出書類（参加申込書等）は1者につき、1件しか提出できない。

イ 設計共同体による参加も認める。

ウ 参加にあたっては、協力事業所を加えることは可とするが、当該協力事業者は自ら応募者となることはできない。

4 選定手順

(1) 一次審査

「5」に掲げる書類を提出した者について、書面により資格審査を行う。

参加要件を満たす者が6者以上ある場合は、当該者の業務実績、業務実施体制及び配置技術者の能力等を書類審査の方法により、上位の5者を選定する。なお、同点の場合には、事業所の業務実績及び業務実施体制で評価点数の高いものを上位とする。

(2) 二次審査

上記により選定された者から「8」に掲げる書類を徴し、書類審査及びヒアリングを経て、受託候補者として1者を選定する。

なお、二次審査については一次審査の評価点数を加算せず、上位選定する。

また、同点の場合には、プロポーザル審査委員会で協議し、受託候補者を選定する。

ただし、ヒアリングの全参加者の評価点数（審査委員全員の評価点数の合計）が、満点（審査委員×100点）の5割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度審査委員会を開催するものとする。

5 参加申込書等の作成

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類（様式番号が付してあるものについては、別冊「提出様式集」に掲載。以下同じ。）を提出

すること。なお、用紙は日本工業規格A4判とすること。

※本様式集でいう管理技術者（統括）並びに建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の主たる担当技術者の各分野における必要資格については、次に掲げるとおりとする。

分 野	必要資格
管理技術者（統括）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
建築（総合）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
建築（構造）	建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士
電 気 設 備	建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士
機 械 設 備	建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

※一級建築士事務所登録を証する書類の写しを添付すること。

ウ 業務実績書（様式第3号）

※業務実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 業務実施体制（様式第4号）

オ 協力事務所の名称等（様式第5号）

※該当する場合のみ

カ 管理技術者（統括）調書（様式第6号）

※事業所に在籍していること及び保有資格を証する書類の写しを添付すること。

キ 担当技術者調書（様式第7号から第12号まで）

※事業所に在籍していること及び保有資格を証する書類の写しを添付すること。

※様式第11号及び第12号については、適宜、複写し使用すること。

6 参加申込書等の提出

「5の(1)」に掲げる書類については、下記により提出すること。

(1) 提出期日

令和5年6月29日（木）午後5時15分

(2) 提出場所

ア 郵便番号 673-1493

イ 住 所 兵庫県加東市社50番地

ウ 名 称 加東市教育委員会事務局 こども未来部
小中一貫教育推進室

・電 話 0795-43-0562

・F A X 0795-43-0559

・電子メール shochu-ikkan@city.kato.lg.jp

(3) 提出部数

提出部数は正本1部と副本8部の合計9部とする。なお、各証明書類については、参加申込書と別冊にして1部提出する。

(4) 提出方法

持参（受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期日までに必着のこと。）により提出すること。

7 企画提案書の提出者の選定等

本業務において企画提案書を提出できる者は、参加申込書等の提出のあった者のうち、「4の(1)」において選定された者とする。

なお、企画提案書の提出対象者とならなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合において説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

- (1) 提出期日 令和5年7月10日（月） 午後5時15分まで
- (2) 提出場所 「6の(2)」に同じ
- (3) 提出方法 持参によること

8 企画提案書等の作成

提出する企画提案書は、「令和5年度加東市滝野地域小中一貫校基本・実施設計作成業務委託仕様書」に掲げる基本方針及び設計方針（基本コンセプト）を踏まえた上で、以下に掲げる内容についての考え方や手法を文章及びそれを補足する図面等により、できる限り専門的な用語を避け、簡潔に分かりやすく記述すること。

用紙サイズはA3判とし、様式は自由とする。印刷はカラーとしてもよい。設計及び工事工程表並びに企画提案書は、合計4枚以内に収めること。文字サイズは10.5ポイント以上とする。提出書類については、表紙及び目次を除き、頁番号を紙面下に付けること。

なお、本プロポーザルは、具体的な取組方法について提案を求めるものであり、詳細な設計作業は、契約後に発注者との協議の上、開始するものとする。

【企画提案書1】

- ① 加東市がめざす小中一貫教育が推進できる学校
- ② 快適でゆとりのある学校
- ③ 既存施設と増築施設（改築も含む）との一体的な利用

【企画提案書2】

- ① 安全・安心な環境を備えた学校（工事中も含む）
- ② 脱炭素社会に貢献する持続可能な学校
- ③ イニシャルコスト・ライフサイクルコスト縮減の工夫

【企画提案書3】

- ① 地域とともに全ての世代間の交流ができる学校
- ② 業務委託仕様書に掲げる基本方針、建設工期との整合性

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期日

令和5年8月2日（水） 午後5時15分まで

(2) 提出書類

ア 提出書（様式第13号）

イ 設計及び工事工程表（任意様式）

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 本業務参考見積書（任意様式）

※本業務参考見積書の金額は、評価内容の一つとして確認するもので、
受託時の契約額ではない。

オ 建設費概算見積書（任意様式）

(3) 提出場所

「6の(2)」に同じ。

(4) 提出方法

「6の(4)」に同じ。

(5) 提出部数

ア 提出書 1部

イ 設計及び工事工程表 9部（正本1部と副本8部）

ウ 企画提案書 9部（正本1部と副本8部）

エ 本業務参考見積書 1部（別途封筒に入れて提出すること。）

オ 建設費概算見積書 1部（別途封筒に入れて提出すること。）

10 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式第14号）により電子メールにて事務局（「6の(2)」に同じ）まで提出すること。なお、必ず電話で着信を確認すること。

(1) 提出期日

令和5年7月12日（水） 午後5時15分まで

(2) 質問書の回答

令和5年7月24日（月）までに企画提案書の提出対象となった者すべてに対し、処理できた案件から随時電子メールで回答する。

11 企画提案に対するヒアリング

下記により企画提案に関するヒアリングを実施する。

- (1) 予定日
令和5年8月10日（木）（時間については、対象者に後日通知する。）
- (2) 実施場所
加東市役所会議室（詳細については、対象者に後日通知する。）
- (3) 出席者数
自社の社員3名以内とする。
- (4) ヒアリング時間
出退及び準備に要する時間を含めて50分以内とし、プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度とする。
- (5) プレゼンテーションの内容
提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。
- (6) プレゼンテーションの準備物
パソコン・プロジェクター等の機器を使用する場合は提案者側で準備すること。（スクリーンは市で準備する。）
- (7) ヒアリングは、非公開とする。

12 受託候補者の選定

市長は、審査委員会の審査を経て、小中一貫校建設工事の基本・実施設計を委託するにふさわしい適性を備えた設計者を受託候補者として選定する。

- (1) 委員会は、「5の(1)」及び「9」の書類並びにヒアリングの内容に関し、次の項目について総合的に評価し市長に報告する。
 - ア 業務実績
 - イ 業務の体制及び配置技術者の業務実績、経験、手持ち業務の状況等
 - ウ 企画提案書の記載事項について、その的確性、実現性及び独創性並びに本業務に対する取組意欲
 - エ 参考見積書の金額と提案内容との整合性
- (2) 企画提案書等の評価割合及び評価基準
「(1)」における評価割合及び評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	評価割合	評価基準	
事業所の評価	25/50	評価基準1	一次審査
配置技術者の能力	25/50	評価基準1	
企画提案及びヒアリング内容	90/100	評価基準2	二次審査
設計業務参考見積	10/100	評価基準2	

- (3) 受託候補者の選定
 - ア 市長は企画提案を行った者に対して、選定結果を通知する。
 - イ 市長は評価項目ごとの評価点数を公表する。ただし、選定しなかった者の会社名については公表しない。

(4) 非選定理由の説明

受託候補者として選定されなかった者は「(3)のア」に掲げる通知を受理した翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について市長に説明を求めることができる。

ア 提出様式

様式は自由とする。ただし、日本工業規格A4判縦型に横書きとする。

イ 提出場所

「6の(2)」に同じ。

ウ 提出方法

「6の(4)」に同じ。

(5) 非選定理由の説明に対する回答

回答は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により行う。

13 契約の締結

受託候補者に選定された者と契約の交渉を行う。この交渉において不調となった場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に交渉を行い契約を締結する。

14 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は提出された企画提案書等を無効とする。この場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (2) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (3) 「2の(4)」の業務規模を超えた場合

15 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募及びヒアリング等の本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 本業務の受託者となった者から提出された書類（企画提案書等を含む。）については、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定により、請求に基づき開示する。
- (6) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、加東市情報公開条例の規定により、請求に基づき開示することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、市が必要としたとき

は、追加資料の提出を求めることがある。

- (8) 参加申込書に記載した配置技術者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、市長の了解を得たうえで、同等以上の技術者を配置すること。
- (9) 審査結果については、審査経過、第二次審査結果、審査概要及び技術提案書の審査講評を公表する。

16 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

- 令和5年 6月14日（水） プロポーザル実施公告
- 令和5年 6月29日（木） 参加申込書等の提出期日
- 令和5年 7月 5日（水） 選定結果の通知
（企画提案書を提出することができる者（5者）を選定）
- 令和5年 7月12日（水） 企画提案書に関する質問書提出期日
（回答期日：令和5年 7月24日（月））
- 令和5年 8月 2日（水） 企画提案書等の提出期日
- 令和5年 8月10日（木） 企画提案に対するヒアリングの実施
- 令和5年 8月22日（火） 選定結果の通知（契約交渉）

【事務局】

加東市教育委員会 小中一貫教育推進室
住所：〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地
電話：0795-43-0562 FAX：0795-43-0559
E-mail：shochu-ikkan@city.kato.lg.jp